

# 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について

令和 5 年 2 月  
国 土 交 通 省  
自 動 車 局

国土交通省では、別紙のとおり道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集対象

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等について（別紙）

### 2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課、旅客課、貨物課において配布

### 3. 意見募集期間

令和 5 年 2 月 10 日（金）～令和 5 年 3 月 11 日（土） ※必着

### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

- ① インターネット  
上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用
- ② 電子メール  
メールアドレス [hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp)  
国土交通省自動車局 意見募集担当 あて  
※ テキスト形式をご使用ください。
- ③ 郵送の場合  
郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

## 5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

## 6. お問い合わせ先

（道路運送法施行規則について）

自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41202・41255）

（旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則について）

【全般】

自動車局安全政策課 宮坂・浅井・本田

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41613・41624）

【保安員証関係のみ】

自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41202・41255）

（貨物自動車運送事業法施行規則について）

自動車局貨物課 羽田野

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41323）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局 意見募集担当 あて

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見

|                 |  |
|-----------------|--|
| 氏名<br>(フリガナ)    |  |
| 住所              |  |
| 所属<br>(団体名、部署名) |  |
| 電話番号            |  |
| 電子メールアドレス       |  |
| ご意見             |  |
| ご意見の理由          |  |